

# 第4回臨時会

第4回臨時会が11月27日開催され、議案9件の審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

- ・審議した議案
- ・町長行政報告

## 町職員等の報酬・給与条例を改正 期末手当（ボーナス）を0・05月分削減

### 審議した議案

#### 予算

■令和2年度一般会計補正予算（第6号）  
2322万円が減額され、予算の総額が64億4019万円になりました。

【主な歳入】  
・財政調整基金 ▲300万円  
【主な歳出】  
・職員手当（一般職） ▲135万円

■令和2年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）  
5万円が減額され、予算の総額が3億5315万円になりました。

■令和2年度公共下水道特別会計補正予算（第2号）  
3万円が減額され、予算の総額が2億4427万円になりました。

■令和2年度介護保険特別会計補正予算（第2号）  
2万円が減額され、予算の総額が5億2593万円になりました。

■令和2年度介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
23万円が減額され、予算の総額が2億5871万円になりました。

#### 条例

■町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

■特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部改正

■職員の給与に関する条例の一部改正

■第1号会計年度任用職員

の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

これらの4件については、令和2年度人事院勧告に基づく国の対応に準じて、町職員等のボーナス（期末手当）の改定を行うため、関係する町の条例を改正するもの。

人事院が昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間と公務のボーナス支給状況を比較したところ、公務の支給月数4・50月に対して、民間の支給割合が4・46月であったことから、公務員は4・45月と0・05月引き下げます。なお、今回の臨時会で提案されている補正予算は、全てこの条例改正に伴う期末手当の削減による予算の減額補正です。

「月例給の改定」  
例年人事院勧告では月例給に関する勧告も行われますが、令和2年度においては公務と民間の給与の差が極めて小さいことから、月例給の改定は行わないことになりました。

#### 町長行政報告

（要旨）

■家畜伝染病サルモネラ症の清浄化

8月に町内の酪農家2件で発生した家畜伝染病サルモネラ症について、10月5日・19日に2回続けて牛及び牛舎等施設環境の検査を行ったところ、全て陰性となったことから清浄化しました。

伝染病の発生から清浄化までに要した治療費・消毒薬品代・検査料については、町家畜自衛防疫組合が全額支援することとなりますが、町がこの支援事業費の4分の1を補助いたします。今回伝染病が2件発生したことから、町家畜自衛防疫組合の会計に不足が生じる場合は、町の補正予算により対応したいと考えています。